

(別紙)

諮問番号：平成30年諮問第1号

答申番号：平成30年答申第2号

## 答申書

### 第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、審査請求人が、引っ越しに伴う諸経費を支給してもらえないことが不服であると主張して、その取消しを求める事案である。

### 第3 審査請求に至る経過

審査請求に至る経過については、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、処分庁に対し、法に基づく保護を申請し、処分庁は、平成27年11月1日付けで審査請求人世帯の保護を開始した。
- 2 平成29年2月15日、審査請求人は、転居費用の支給を求める保護変更を申請した。
- 3 処分庁は、同日、保護変更申請却下処分を行った。
- 4 審査請求人は、平成29年3月23日、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

### 第4 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

請求人は、より安い家賃の所への引っ越しであり、また、一人での歩行が以前よりも困難になっていた現在の身体状況では、最寄り駅も遠く、通っている福祉施設へ通所するのが困難になってきたため、より利便性の良い物件に引っ越ししたかったと主張し、本件処分の取消しを求めている。

#### 2 処分庁の主張

処分庁は、請求人に対し転居指導は行わないこととしているため、昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（以下「課長通知」という。）問第7の30の答2における「実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住居に転居する場合」には該当しない。

次に、転居費用の支給申請当時において、請求人から、福祉施設への通所が困難となってきたというような訴えは全くなく、転居前の住居からも当該福祉施設への通所は可能であったことが確認でき、また、請求人の病状について、主治医から、現在の住居が病気療養上著しく環境条件が悪いとは認められないとの意見を聴取していることから、課長通知問第7の30の答11における「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が住居に適さないと認められる場合」に該当しない。

さらに、処分庁は、請求人から、ピッキング被害に遭っているとの申立てを受けたが、実際に盗難や損壊といった被害はないとも話しており、転居が必要とされるほど具体的な犯罪被害に遭っているとは認められないことから、課長通知問第7の30の答17における「犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある場合」に該当しない。

以上のことから処分庁は、本件処分は適法かつ適正に行われたものであるため、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める旨主張している。

## 第5 法令の規定等について

住宅扶助について定めた法第14条を受けて、転居に係る費用については、局長通知第7の4の(1)の力において、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合」は、一定の範囲で必要額を認定することができることされており、また、課長通知第7の30において、「敷金等を必要とする場合」として17要件が限定列挙されている。このうち、本件にかかわるものとしては、①答2において、「実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住居に転居する場合」、②答11において、「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」及び③答17において、「犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある場合」の3点が列挙されている。

## 第6 審理員意見書及び諮問の要旨

### 1 審理員意見書の要旨

#### (1) 結論

本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

#### (2) 理由

##### ア 課長通知第7の30の答2に該当するかについて

家賃が4万円から3万円へと1万円安くなり、「低額な住居に転居する場合」に当たるといえるものの、処分庁は、請求人に対し、転居指導を行っておらず、本件の転居が「実施機関の指導に基づ」くものではないことから、課長通知問第7の30の答2における「実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住居に転居する場合」に該当しないと判断した処分庁の判断に誤りはない。

##### イ 課長通知第7の30の答11に該当するかについて

請求人は難病を抱えており、身体障害が認められるものの、転居前の住居から福祉施設への通所や病院への通院の事実が確認できており、転居前の住居が、病気療養上著しく環境条件が悪いとは認められず、また、転居前の住居の設備構造が居住に適さないと認めるに足りる事実が認められないことから、課長通知問第7の30の答11における「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」に該当しないと判断した処分庁の判断に誤りはない。

##### ウ 課長通知第7の30の答17に該当するかについて

請求人は、処分庁に対し、ピッキング被害に遭っていると申し立てる一方で、実際に盗難や損壊といった被害がなく、警察が取り合わないとも話しており、生命及び身体の安全の確保を図るための転居が必要とされるほどの具体的な犯罪被害

害があるとは認められないことから、課長通知第7の30の答17における「犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある場合」に該当しないと判断した処分庁の判断に誤りはない。

エ 以上のとおり、本件保護変更申請について、課長通知第7の30の答2、答11及び答17のいずれの場合にも該当しない。したがって、本件処分において、処分庁の判断に誤りはない。

## 2 審査庁による諮問の要旨

### (1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えているので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

### (2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

## 第7 調査審議の経過

### 1 本件審査請求を取扱う審査会の部会

#### 第1部会

### 2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年1月10日	審査庁が審査会に諮問
〃 1月22日	第1回調査審議（第1部会）
〃 1月24日	審査請求人から審査会に平成30年1月22日付け主張書面を提出
〃 2月20日	第2回調査審議（第1部会）
〃 3月12日	答申

## 第8 審査会の判断の理由

1 審査請求人は、一人での歩行が以前より困難になり、最寄り駅も遠く福祉施設への通所が困難であること、ピッキング被害に遭って恐怖を感じていることから、利便のよい物件へ引っ越したかったのに費用が支給されなかったとして、処分の取消しを求めている。

### 2 理由

(1) 審査請求人の求める住宅扶助は、法第14条に「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して」住居及び補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われると規定されている。

同条を受けて、転居に係る費用について、局長通知第7の4の(1)の力で「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合」は、一定の範囲で必要額を認定することができるとし、また、課長通知第7の30で「敷金等を必要とする場合」として17要件を限定列挙している。このうち、本件にかかわるものとして、①答2において、「実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住居に転居する場合」、②答11において、「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さない

と認められる場合」及び③答17において、「犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある場合」の3点が列挙されている。以下、この点について検討する。

- (2) 転居先の家賃は4万円から3万円へと1万円安くなるものの、平成28年11月7日に処分庁で行われたケース診断会議において転居の必要性について検討した際に、審査請求人は平成27年8月に他福祉事務所管内から転入し、以前から自宅がピッキング被害にあると訴えているがそのような事実は確認されていないこと、主治医の意見から現在の住居が病気療養上著しく環境条件が悪いものとは認められないことの2点から、転居指導は行わないと決定されている。

そのため、処分庁から転居指導が行われていない本件の転居は、課長通知第7の30の答2における「実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住居に転居する場合」に該当しない。

- (3) 次に、審査請求人の一人での歩行が以前より困難になっており、最寄り駅も遠く福祉施設への通所が困難であるという主張について、確かに審査請求人は多発性硬化症という難病を抱えているが、転居前の住宅からも当該福祉施設への通所は可能であったことが確認できており、転居前の住居が病気療養上著しく環境条件が悪いものとは認められないため、課長通知第7の30の答11における「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」に該当しない。

- (4) 最後に、審査請求人がピッキング被害に遭うとする理由で転居を希望していたが、実際に盗難や損壊といった被害が確認されておらず、転居が必要とされるほど具体的な犯罪被害に遭っているとは認められないため、課長通知第7の30の答17における「犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある場合」に該当しない。

- (5) 以上により、審査請求人の転居は、課長通知第7の30の答2、答11及び答17のいずれの場合にも該当しないことが認められるため、局長通知第7の4の(1)の(1)における「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合」には該当しない。そのため、本件転居は、法第14条に規定されている住居及び補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲を超えるものであるとした処分庁の判断は、不合理なものとはいえない。

本件処分においては、他に違法又は不当な点は認められない。

### 3 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

#### 京都府行政不服審査会第1部会

委員(部会長)	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	芙巳